

# 一般社団法人 富山県介護支援専門員協会

## 会費納入規約

### (目的)

第1条 この規約は、一般社団法人 富山県介護支援専門員協会（以下「当法人」という。） 定款第8条の規定に基づく入会金及び年会費について必要な事項を定める。

### (年会費の有効期間)

第2条 年会費の有効期間は、毎年4月1日から、翌年3月末日の1年間とする。

### (入会の申請)

第3条 入会をしようとする者は、所定の入会申込書を入会金、及び入会した年度の年会費を納入のうえ、提出をしなければならない。

- (1) その者の勤務する事業所等の所在地
- (2) その者の住所（団体の場合は所在地）

### (入会事務の処理)

第4条 当法人は、入会申込書を受理したときは、理事会の承認を得た後、申込書を保管するものとする。

### (会員証)

第5条 当法人は、会員に対し、所定の会員証を交付するものとする。また、会員が会員証を紛失・破損等した場合には、再交付を申請することができる。

2. 会員証は再度入会をした会員に対しても交付する。

### (入会申込書記載事項の変更の届出)

第6条 会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を当法人、または所属の支部に届けなければならない。

### (会費の納入)

第7条 正会員は、当法人の指定する方法により納入しなければならない。

2. 会員が年度の途中で退会した場合であっても、入会金及び当該年度の年会費は返還しないものとする。
3. 会費を滞納のまま、年度途中で退会した者は、退会後も年会費納入の義務を負う。

(委 任)

第8条 この規約に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は会長が定める。

(改 正)

第9条 この規約の改正は、理事会の議決によって行われる。

2. 改正した場合は、社員総会に報告しなければならない。

附 則

1. この規約は、平成27年7月25日から施行する。